

【地域支援システムについて】

地域支援システムは、「地域レベル」「区レベル」「市レベル」の各層のネットワークにより、援護を必要としている住民を支援するしくみです。高齢者をはじめ援護を必要としているすべての住民を対象に、地域での見守り、課題発見や相談支援、関係機関への連絡調整、事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方の検討、よりよい地域づくりのための取り組みの実施及び開発、関係先への提言を行っています。

各層の考え方については、次のとおりです。

【地域レベル】

- ・ 概ね小学校区を単位とする地域において、「地域活動協議会」及び「地域社会福祉協議会」「地域ネットワーク委員会」が住民主体による地域福祉活動を行っています。
- ・ 身近なところでの相談、見守り活動、緊急時の一時的な援助等を行う「地域見守りコーディネーター」を各小学校下に配置し、地域における住民主体の福祉コミュニティづくりを推進します。
- ・ だれもが地域で安心して暮らしていけるよう、より身近な地域福祉を、各地域の実態に応じて推進するため、各小学校下において住民主体により作成した「地域福祉活動計画」を推進するために必要な支援を行います。

【区レベル】

- ・ 区保健福祉センター、区社会福祉協議会及び専門機関等が連携し、地域レベルの取り組みを支援します。
- ・ 「区政会議」を設置し、区域内の基礎自治に関する施策や事業など区政運営について、地域事情や特性に応じて、計画段階から多様な区民との対話や協働により推進していくとともに、区政運営の評価をいただきながら区政を推進していきます。
- ・ また、福祉施策・事業を区長自らの権限と責任で実施していくにあたり、区内の関係機関と区役所とが緊密に連携するための仕組みとして「地域支援調整チーム」を通じて、区内の福祉に関する状況把握や課題集約、その解決方策の検討、市への提言要望を行います。

【市レベル】

- ・ 地域及び区の相談支援機関に対する後方支援機能を整備し、効果的な支援を行います。また、全市レベルの会議である各施策の推進会議等で、各区における「区政会議」等からの提言について検討し、必要に応じて大阪市に要請していきます。

2. 計画の進捗管理と評価

この計画を推進するためには、行政、事業者、地域、住民が連携しながらそれぞれの役割をしっかりと果たすことが必要です。

したがって、各地域において地域福祉活動計画の実行・評価・見直しを行うとともに、その結果を踏まえ、計画に基づく施策や事業の進捗について、区政会議の福祉部会において点検と評価を行い、その成果と課題を明らかにしたうえで必要に応じて見直しを行っていきます。

